「牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業」

公募型プロポーザル募集要領

平成２９年９月

牟岐町

１　事業の趣旨

本町では、二酸化炭素排出削減や電気料金の削減を図るため、街路灯（道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）のＬＥＤ化を進めているが、現在町内に６８５灯ある街路灯のＬＥＤ化率は７％程度にとどまっており、全ての街路灯のＬＥＤ化にはかなりの年数を要する見通しとなっている。

そこで今般、本町では環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（ＬＥＤ照明導入促進事業）」を活用し、町内の街路灯を平成２９～３０年度の２カ年計画により全数ＬＥＤ照明灯へ変更する事業を実施することとした。

本事業では、１０年間の維持管理を含めたリース契約方式を採用し、

1. 安心安全なまちづくり
2. 二酸化炭素の排出削減による環境負荷の軽減への寄与
3. 電気料金削減による本町の財政負担の軽減
4. 町内経済活性化

　を図ることを目的とする。

また本町にとって最も効率的な事業推進を図るため、本町内街路灯の実態調査、調査結果の集計、地図情報および管理台帳の作成整備、維持管理手法の検討、ＬＥＤ照明導入計画の策定、ＬＥＤ照明灯への交換工事、保守・維持管理に関する一括提案を公募し、最も優れている提案を行った応募者を優先交渉権者として本事業に係る契約締結の交渉を行うこととする。

２　事業概要

（１）事業の名称

牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業

（２）事業内容

次の業務とし、それぞれの業務ごとに契約を締結する。

　　ア　平成２９年度事業

　　（ア）ＬＥＤ照明導入調査業務

街路灯の状況を把握し、経済的・効率的にＬＥＤ化するための計画を策定する。

　　（イ）道路灯ＬＥＤ照明導入業務

　　　　　上記（ア）で策定した計画に基づき、道路灯についてＬＥＤ照明への取替工事を

行い、リースによる１０年間の維持管理を行う。

　　イ　平成３０年度事業

（ア）防犯灯ＬＥＤ照明導入業務

　　　　　上記ア（ア）で策定した計画に基づき、防犯灯についてＬＥＤ照明への取替工事

を行い、リースによる１０年間の維持管理を行う。

（３）業務の範囲

　　ア　ＬＥＤ照明導入調査業務

　　　・既存街路灯の現状把握と管理台帳・位置図の作成

　　　・既存街路灯の電気料金等の分析

　　　・街路灯配置計画の策定

　　　・ＬＥＤ照明導入計画の策定

　　イ　道路灯ＬＥＤ照明導入業務

　　　・ＬＥＤ照明導入計画に基づく、リース方式によるＬＥＤ照明灯への機器更新、１０

年間の維持、保守管理

ウ　防犯灯ＬＥＤ照明導入業務

　　　・ＬＥＤ照明導入計画に基づく、リース方式によるＬＥＤ照明灯への機器更新、１０

年間の維持、保守管理

（４）事業場所

徳島県海部郡牟岐町全域

（５）提案限度額

次に示す価格の範囲内で提案すること。

　　ア　ＬＥＤ照明導入調査業務

７，３９８，０００円（消費税込み）

　　イ　道路灯ＬＥＤ照明導入業務

１１，１２４，０００円（１０年分・消費税込み）

　　ウ　防犯灯ＬＥＤ照明導入業務

　　　　３２，１８４，０００円（１０年分・消費税込み）

　　　ただし、イ、ウについては、取付工事にかかる環境省から事業者へ支払われる補助金

を控除する前の金額である。

（６）事業のスケジュール

・プロポーザル公募（ホームページに掲載）平成２９年９月２１日（木）

・参加申込（参加表明書）の受付　　　　　平成２９年９月２１日（木）～９月２６日（火）

・参加資格審査の結果通知　　　　　　　　平成２９年９月２７日（水）文書にて発送

・提案書の提出受付　　　　　　　　　　　平成２９年９月２７日（水）～１０月　３（火）

・質問受付　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年９月２１日（木）～９月２５日（月）

・質問への回答　　　　　　　　　　　　　平成２９年９月２６日（火）

・書類審査、優先交渉権者の選出　　　　　平成２９年１０月５日（木）（予定）

・審査結果の通知　　　　　　　　　　　　平成２９年１０月６日（金）（予定）文書にて発送

・選定事業者との契約　　　　　　　　　　平成２９年１０月中旬（予定）

（７）留意事項

本募集は、事業者の内定のために行うものであり、次のいずれかに該当するときは、

事業を実施しないことがある。

1. 牟岐町議会において予算が議決されなかったとき
2. 牟岐町が環境省補助金の対象者として採択されなかったとき

３　応募条件

（１）応募者

ア　応募者は、本事業を遂行できる複数の企業により構成されるグループとし、リース

会社、調査担当会社、機器メーカー、工事施工会社の４者からなるものとする。

この場合におけるリース会社、調査担当会社、機器メーカー、工事施工会社の業務

役割は、それぞれリース業務に関すること、調査業務に関すること、製品供給に関す

ること、工事施工・管理業務に関することとする。

イ　応募者の代表者はリース会社とし、町との連絡窓口として業務遂行の責を負うもの

とする。

ウ　応募者の代表者（リース会社）は町の入札参加資格を有することとする。

（２）応募の参加資格

応募者の構成員は、次に掲げる要件を備えていることとする。

ア　提案した事業内容を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平

成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第７５

号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ　国税及び地方税を滞納していないこと。

エ　徳島県及び牟岐町において指名停止期間中の者でないこと。

オ　調査担当会社においては、徳島県内に営業所を有するものであること。

カ　機器メーカーにおいては「品質マネジメントＩＳＯ９００１、環境マネジメントＩ

ＳＯ１４００１認証」を取得していること。

キ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

でないこと。

ク　法人及びその役員が、牟岐町暴力団等排除設置要綱（平成２３年要綱第３号）に

規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（３）応募に関する留意事項

ア　応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ　提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないもの

とする。なお、最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。）の提出書類の使

用権に関しては、町に帰属するものとする。

ウ　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以

外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、

設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が

負うものとする。

エ　応募者は、１つの提案しか行うことができない。

オ　応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

力　応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であっ

て、町との協議により町がこれを認めたときは、この限りではない。

キ　当該提案に係る一連の手続及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び

日本国通貨とする。

ク　提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類につい

て後日参考資料を求めることがある。

ケ　提案書に虚偽の記載があったと認められた場合、当該提案書は無効とする。

４　公募概要

（１）提案の内容及び方法

牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業（以下「本事業」という。）の提案を行おうとする者は、町が提示した街路灯（別紙１「調査対象街路灯一覧」（以下「別紙1」という。）について調査を行うとともに、別紙２「道路灯一覧」（以下「別紙２」という。）、別紙３「防犯灯一覧」（以下「別紙３」という。）をリース方式により、全てＬＥＤ化することについて、提案書を提出する。

ア　提案の内容

（ア）ＬＥＤ照明導入調査業務の実施方針

（イ）ＬＥＤ照明導入業務の実施方針

（ウ）使用機器（品名、消費電力等）

（エ）費用対効果

（オ）環境に与える効果

（カ）メンテナンス業務の実施方針

イ　選定方法

選定方法は、公募型プロポーザル方式により審査を行ったうえで、最優秀提案者を

１者選定する。

（２）提案内容の条件

ア　ＬＥＤ照明導入後のリース期間は、道路灯・防犯灯いずれも１０年間とする。

イ　別紙１～３をもとに、現状とＬＥＤ化した場合とを比較し、街路灯にかかる費用が

抑制される提案をすること。なお、別紙１～３に記載の照明の種類、数量等は、町の

概算により記載したものであり、現状と異なることがある。

ウ　契約締結日以降、平成２９年１２月２８日までに本町内の全ての街路灯の調査を行

い、調査事業を完了させたうえで、別紙２の道路灯ついては平成３０年２月２８日ま

でに、別紙３の防犯灯については平成３１年２月２８日までにＬＥＤ照明設置工事を

完了することを条件として、工程表を策定すること。

エ　提案内容については、環境省事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ＬＥＤ照明導入促進事業）交付規程」、及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ＬＥＤ照明導入促進事業）公募要領」の要件を満たすこと。

オ　ＬＥＤ照明への更新については、別紙１～３のとおりとすること。

カ　ＬＥＤ照明器具を取り付ける電柱等の支持物については、本事業のリース対象とは

しない。

キ　本事業により導入したＬＥＤ照明については、リース期間終了後、町にその所有権

を無償譲渡すること。

ク　ＬＥＤ照明導入業務及びリース期間におけるメンテナンス業務の実施にあたり、可

能な限り、地元業者を活用すること。

ケ　リース期間中、町とリース会社双方が同じ内容で管理する必要があるため、デジタ

ル管理ができるものを提出すること。

コ　街路灯の位置図については、事前調査結果時点及びリース開始時点における全街路

灯の位置図を提出すること。

サ　ＬＥＤ照明導入計画については事前調査結果を基に町において配置計画を策定し

たうえで、計画数量を確定するものとする。

５　参加申込

（１）受付期間および提出方法

　　ア　受付期間　平成２９年９月２１日（木）～９月２６日（火）午後５時必着

イ　申込方法　簡易書留郵便を利用して郵送し、期間内に必着とすること。

ウ　提出先　〒７７５－８５７０

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村７－４

牟岐町役場建設課

電話：０８８４－７２－３４１８

（２）提出書類

ア　公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）

イ　グループ構成表（添付１）

　　構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付すること（任意書式）

ウ　企業概要（添付２）

構成員ごとに作成するものとし、法人登記簿謄本（３箇月以内のもの）及び記載事

項を証する書面を添付すること。また、リース会社においては次の書類も添付する

こと。

（ア）貸借対照表（直近３期比較）

（イ）損益計算書（直近３期比較）

（ウ）納税証明書またはその写し

（法人税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税に関する納税証明を各１通。事

業所が複数の市町村にある場合は本社所在地の官公庁で発行する納税証明書の

添付とする。）

（３）提出部数等

上記（２）のア（公募型プロポーザル参加表明書）～ウ（添付２）について各１部を提出すること。

６　提案書の提出

（１）受付期間及び提出方法

ア　受付期間　平成２９年９月２７日（水）～１０月　３日（火）午後５時必着

イ　提出方法　簡易書留郵便を利用して郵送し、期間内に必着すること。

ウ　提出先　〒７７５－８５７０

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村７－４

牟岐町役場建設課

電話：０８８４－７２－３４１８

（２）提出書類

提出書類は、次のとおりとする。なお、記載欄が不足する場合は、適宜行を増やし、

複数枚にわたってもよい。また、別表や図などを提案に用いる場合、提案書に分かるよ

う記載すること。

ア　牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業提案書（添付３）

イ　事業計画の概要（添付４）

（ア）ＬＥＤ照明導入調査業務の実施方針

本事業のＬＥＤ照明導入調査業務の実施方針及び手法、費用、業務への取組体制、

工程計画等を記述すること。

（イ）ＬＥＤ照明導入業務の実施方針

本事業のＬＥＤ照明導入業務の実施方針及び手法、業務への取組体制、地元業者

の活用方法、整備費用（器具費用、施工費（高所作業車等）、四国電力申請費、処

分費用等）、工程計画等を記述すること。

（ウ）使用機器

ＬＥＤ照明の交換に使用する機器について、別紙１～３における種別、Ｗ数ごと

にメーカー名、品番、光束（ルーメン）、色温度、平均演色評価数、消費電力、電

力契約区分、寿命、設置間隔性能がわかるように記載すること。

（エ）費用対効果

別紙１～３を条件として、ＬＥＤに交換しない場合と交換した場合の１０年間に

かかる費用の比較表を作成すること。記載の内訳は、交換しない場合の費用につい

ては電気料金及びメンテナンス費用、交換した場合の費用については電気料金、リ

一ス料の総額（メンテナンス費用含む。）及びそれに含まれる照明機器費用及び取

替工事費用とし、道路灯・防犯灯別に、種別、ランプＷ数別に算出すること。なお、

電気料金の算出にあたっては、四国電力の電気供給約款（平成２８年２月１日実施）

の電気料金単価を用いること。

（オ）環境に与える効果

別紙１～３を条件として、交換しない場合とＬＥＤに交換した場合の１０年間に

かかる電気使用量及び二酸化炭素排出量比較を記述すること。なお、二酸化炭素排

出係数は、0.000579ｔ－ＣＯ2／ｋＷｈを用いること。

（カ）メンテナンス業務の実施方針

リース期間におけるメンテナンス業務の実施方針及び手法、業務への取組体制、

地元業者の活用方法、故障時等の連絡体制、緊急時の対応方法等を記述すること。

（３）提出部数等

上記（２）について原本１部を提出すること。

（４）企画提案書の提出後の取扱い

提案書の変更、差替え、再提出、返却には応じない。

７　質疑の方法

この募集要項の内容に関する質疑は、次のとおり受付する。

（１）提出様式　牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業質疑書（添付５）

（２）受付期間　平成２９年９月２１日（木）～９月２５日（月）午後５時まで

（３）提出方法　電子メールのみの受付とする

※タイトルは「【ＬＥＤ質疑】（事業者名）」とした上でメールすること。

（４）提出先　　牟岐町役場建設課

電子メール：mugikensetu@mugi.i-tokushima.jp

（５）回答　　　提出された質疑への回答は、平成２９年９月２６日（火）に町のホームページで公開する。ただし、質問事項が重複していると町が判断したものは、整理して回答する。また、意見表明など本件の趣旨から離れているものへの回答は行わない。

８　選考方法及び審査結果の通知

（１）評価について

書類審査をもとに審査委員会にて総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

（２）書類審査

　　　　書類審査は、参加表明書及び提案書を用いて審査を行う。なお、必要に応じて、追加資料を求めることがある。

審査においては、次の審査基準に基づき総合得点の最も高い応募者を優先交渉権

者とする。

また、応募者が１者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査委員会にお

いて認められれば、その応募者を優先交渉権者とする。

＜審査基準＞

１　業務等の理解度等

業務等実施方針の内容

町への協力体制

２　ＬＥＤ照明導入調査業務の実施方針

調査業務の工程計画の実行性

配置計画の実行性

３　ＬＥＤ照明導入業務の実施方針

導入業務の施工計画の実行性

工事の施工体制

既存照明灯の取扱（廃棄、再利用等）

地元業者の活用

４　使用機器

使用機器の品質（技術基準への適合等）

使用機器の導入実績

製品の供給能力（納期）

５　費用対効果

電気料金、メンテナンス料金、リース料金の比較から本事業による年間ランニング

コスト減少額

６　環境に与える効果

電気使用量、ＣＯ２排出量の削減量

過照明が及ぼす影響への配慮（農作物等に対して）

７　メンテナンス業務の実施方針

リース期間中の灯具の保証

地元業者を活用した故障時等のメンテナンス体制

台帳の更新

（３）審査結果の通知

ア　審査の結果は、平成２９年１０月６日（金）（予定）に応募者全員に文書で発送

する。なお、電話や口頭、ＦＡＸ、電子メール等による問い合わせには応じない。

イ　審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

（４）失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　提出書類に虚偽の記載をした場合

イ　提出書類に不備があり、補正が困難である場合

ウ　参加資格に違反している場合

エ　その他不正行為があった場合

９　選考後の手続き

町は、本事業に関して、ＬＥＤ照明導入調査業務とリース方式によるＬＥＤ照明導入業

務を依頼することを前提に、選定した優先交渉権者との協議を進め、平成２９年１０月中

旬（予定）に契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点交渉権者

と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉

権者または次点交渉権者の負担とする。

業務実施にあたっては、可能な限り、地元業者を活用することを条件にしているが、業者選定の決定に関しては町の確認を受けなくてはならない。

町及び優先交渉権者との協議により、業務内容を一部変更することがある。

町は、事前調査結果により、調査数、交換対象数等に変動がある場合は、リース契約の

内容について協議するものとする。

１０　担当窓口

牟岐町役場建設課

〒７７５－８５７０

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村７－４

電子メール：mugikensetu@mugi.i-tokushima.jp

電　話：０８８４－７２－３４１８

ＦＡＸ：０８８４－７２－２７１６

牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業標準仕様書

【ＬＥＤ照明導入調査業務】

１　業務の概要

牟岐町（以下「町」という。）が管理する街路灯（道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）を、リース方式によりＬＥＤ照明灯に機器更新するにあたり、設置状況を調査確認し、その結果を報告するものである。

調査業務の期間中には、町において調査結果を基に配置計画を行い、各地区と調整する

期間が含まれるものとする。

事業全体の効率性を向上させるため、調査を各地区ごとに進め、現状把握調査が完了し

た時点で、町と調整できるよう工夫するものとする．

２　調査期間

契約締結の日から平成２９年１２月２８日までとする。

３　調査対象

1. 別紙１「調査対象街路灯一覧」に掲げる街路灯とする。

（２）現に設置されている街路灯で四国電力の契約未登録が判明した場合も対象とする。

４　業務内容

（１）既存街路灯の調査

①街路灯の設置位置（地図上の位置、設置道路の種別及び構造）

②街路灯の種別（ランプの種類、ランプワット数、器具の種別）

③電柱番号（取付電柱番号、引込電柱番号）

④街路灯取り付け等の状況（導入に支障が予想される電柱等の不具合の状況等）

⑤調査物件の地図への落とし込み

⑥その他、必要な事項（効率的な照度の確保に支障となる物件（街路樹等）の状況等）

（２）既存街路灯の電気料金等の分析

①電力会社の電力契約内容等（契約種別、電気料金適用区分、電気料金、電力使用量）

②二酸化炭素排出量

③維持管理費

（３）街路灯配置計画の策定

町において、調査結果及び設置基準を基に配置計画を行うため、配置計画図及

び説明資料等の作成を行う。町は、各地区との調整のあと、数量を確定し、街路灯

配置計画を策定する。

（４）ＬＥＤ照明導入計画の策定

街路灯配置計画を基に、ＬＥＤ照明導入計画を策定する。

1. 更新器具の決定、省エネ、省コストの計算
2. 工事等仕様書の作成
3. 器具取り替え費用、メンテナンス付きリース料の算出
4. 個別街路灯台帳の作成

５　業務実施方法

応募時の提案を基に、町と協議のうえ決定する。ただし、下記事項について留意するこ

と。

（１）調査済みの街路灯について、現地において識別できる措置を図ること。

６　その他特記事項

1. 現地調査の実施にあたり、身分証明書を携帯して業務にあたること。また、交通・作

業安全に十分配慮して行い、万が一事故等が発生した場合は、直ちに町に連絡すること。

1. 業務の実施にあたり、区長及び四国電カヘの聞き取り調査や立会が必要な場合は、必

ず事前に町に連絡すること。

（３）その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議すること。

牟岐町街路灯ＬＥＤ化事業標準仕様書

【ＬＥＤ照明導入業務】

１　業務の概要

ＬＥＤ照明導入調査業務において策定したＬＥＤ照明導入計画に基づき、牟岐町（以下「町」という。）が管理する街路灯（道路灯、防犯灯の総称とする。以下「街路灯」という。）を、リース方式によりＬＥＤ照明灯に機器更新するものである。

また、リース契約期間中に故障等が発生し、照明機器に支障が生じた場合、その保守を

行い、機能の回復を図るものである。

２　工事期間

（１）道路灯

ＬＥＤ照明導入計画策定後、リース契約を締結し、平成３０年２月２８日までに、別

紙２「道路灯一覧」のＬＥＤ照明設置工事を完了するものとする。

（２）防犯灯

ＬＥＤ照明導入計画策定後、リース契約を締結し、平成３１年２月２８日までに、別

　　紙３「防犯灯一覧」のＬＥＤ照明設置工事を完了するものとする。

３　リース期間

（１）道路灯

平成３０年３月１日から平成４０年２月２９日までとする。

（２）防犯灯

平成３１年３月１日から平成４１年２月２８日までとする。

４　更新、保守対象

ＬＥＤ照明導入計画に掲げる街路灯を対象とし、更新器具については、下記事項を原則

とする。

1. 環境省事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ＬＥＤ照明導入促進事業）交付規程別添「ＬＥＤ照明導入促進事業におけるＬＥＤ照明技術基準」に適合したものとする。詳細は、別紙４「ＬＥＤ照明仕様書」による。
2. 別紙１～３のとおりのＬＥＤ照明に更新する。

５　保守範囲等

（１）点検・補修などについて、契約期間中、適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えるこ

と。

（２）機器の不具合を発見または通報を受けたときは、状況を確認し、機器の交換や補修等

の工事が必要となった場合は、速やかに実施すること。

（３）機器の不具合が、故意または過失による損害、暴動による損害、地震、噴火、津波な

ど不可抗力によるもの以外の場合は、事業者の負担において機器の交換や補修等を行う

ものとする。

1. 不可抗力その他町または事業者の責に帰すことができない事由により、事業の継続が

困難となった場合には、町と事業者は、事業継続の可否について協議する。

６　実施方法

応募時の提案を基に、町と協議のうえ決定する。ただし、下記事項について留意するこ

と。

1. 設置工事及び保守作業の実施にあたっては、可能な限り地元業者を活用すること。
2. 更新作業が完了した街路灯については、速やかに四国電力に契約変更申請手続きを行

うこと。また、現に街路灯が設置されているが、四国電力の契約未登録が判明したもの、

及び既に街路灯が撤去されているが、廃止手続きがなされていないものについても、当

該手続きを行うこととする。

（４）ＬＥＤ照明設置工事完了後、リース期間中において町と共有で管理できるデータを提

出すること。

７　その他特記事項

（１）設置工事及び保守作業の実施にあたり、身分証明書を携帯して業務にあたること。ま

た、交通・作業安全に十分配慮して行い、万が一事故等が発生した場合は、直ちに町に

連絡すること。

（２）その他、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに町と協議すること。